



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

若者向け 悪質商法被害防止キャンペーン中！

「若者も被害は188(イヤヤ)！」

1月から3月までの間「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」を実施致します。
インターネット、SNS、スマートフォンやタブレットの利用は低年齢層にも広がっています。その為、若者がキャッチセールス、マルチ商法、ワンクリック請求などのトラブルに巻き込まれる事も少なくありません。被害防止のために美浦村では、成人式や4カ月乳幼児健診時の保護者に啓発資料を配布しています。トラブルに巻き込まれたら、すぐに全国共通・局番なしの**188(イヤヤ)**消費者ホットラインへお近くの消費生活センターにつながります。

見守り 新鮮情報

消費生活センター ひとりで悩まず、気軽に相談を

消費者トラブルの解決のためには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。消費生活センターがどのようなところかご紹介します。

Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの、消費生活に関する**消費者と事業者間のトラブル**について相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い(あっせん)をすることもあります。

Q2 事前に準備しておくといものはありますか？

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくといでしょう。

Q3 どこに電話をすればよいですか？

局番なしの「188」におかけください。お近くの消費生活センター等につながります。

Q4 料金はかかりますか？また、秘密は守られますか？

相談は**無料**ですが、通話料金がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

*以上、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般)…役場1階西側(収納課奥)
月・水・木・金 午前9時~正午、午後1時~4時 ☎885-7141(直通)
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください)
- ◇消費者ホットライン(全国共通ダイヤル) ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談)
午前8時30分~午後5時15分 ☎029-301-7379

